

(様式3)

技術者経歴書

申請業務区分

業務

所属営業所の名称	役職名	氏名	法令による免許等		技術士登録の技術部門等 (技術士第2次試験の選択科目)	実務経験年月数
			名称 (登録番号)	取得年月日		
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月

記載要領

- 1 本表は、申請する業務区分ごとに別様で作成してください。
- 2 県内業者においては、本店を含む全ての営業所について、営業所ごとに記載してください。  
 県外業者においては、様式2に記載の営業所のうち、秋田県内に所在する営業所について、営業所ごとに記載してください。  
 該当するものがない場合は、「該当なし」と記載のうえ提出してください。
- 3 「役職名」欄には、関係する法令及び登録規程において営業所ごとに常勤が求められる技術者の場合にあっては業務種別毎に以下の「下線部の名称」を、それ以外の技術者の場合にあっては「その他」と記載してください。
  - 測量業務・・・測量士法第55条の13第1項に規定する測量士
  - 土木関係建設コンサルタント業務・・・建設コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する技術管理者(〇〇部門)及び同号イ又はロの別
  - 地質調査業務・・・地質調査業者登録規程第3条第1号に規定する技術管理者及び同号イ、ロ又はハの別並びに同条第2号に規定する現場管理者及び同号イ又はロの別
  - 補償コンサルタント業務・・・補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務管理者(〇〇部門)及び同号イ又はロの別
  - 建築関係建設コンサルタント業務・・・建築士法第24条第1項に規定する管理建築士
  - 環境調査業務・・・計量法第122条第2項に規定する環境計量士(〇〇区分)
- 4 「法令による免許等」の欄には、業務に関する法律等による免許(測量士、技術士等)又は技能の認定を受けたもの(実務経験、技術士同等)を記載してください。
- 5 技術士又は技術士同等の場合は、「技術士登録の技術部門(技術士第2次試験の選択科目)又は同等と認定された部門」も記載してください。
- 6 補償業務管理士又は補償業務に関する実務経験者等の場合は、「補償業務管理士等の部門」も記載してください。
- 7 技術者が当該業務区分に係る複数の資格を有する場合は、複数行を用いて記載してください。

(様式3)

技術者経歴書

申請業務区分

業務

「測量」、「土木関係建設コンサルタント」、「建築関係建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「地質調査」、「環境調査」のいずれかを記載してください。

下記、記載要領3を参照してください。(社長、専務等の役職名ではありません)

県外業者においては、秋田県内に営業所がない場合は、「該当なし」とだけ記載してください。

所属営業所の名称	役職名	業務	法令による免許等		技術士登録の技術部門等 (技術士第2次試験の選択科目)	実務経験年月数
			種類	取得年月日		
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月

記載要領

- 1 本表は、申請する業務区分ごとに別様で作成してください。
- 2 県内業者においては、本店を含む全ての営業所について、営業所ごとに記載してください。  
 県外業者においては、様式2に記載の営業所のうち、秋田県内に所在する営業所について、営業所ごとに記載してください。  
 該当するものがない場合は、「該当なし」と記載のうえ提出してください。
- 3 「役職名」欄には、関係する法令及び登録規程において営業所ごとに常勤が求められる技術者の場合にあっては業務種別毎に以下の「下線部の名称」を、それ以外の技術者の場合にあっては「その他」と記載してください。
  - 測量業務・・・測量士法第55条の13第1項に規定する測量士
  - 土木関係建設コンサルタント業務・・・建設コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する技術管理者(〇〇部門)及び同号イ又はロの別
  - 地質調査業務・・・地質調査業者登録規程第3条第1号に規定する技術管理者及び同号イ、ロ又はハの別並びに同条第2号に規定する現場管理者及び同号イ又はロの別
  - 補償コンサルタント業務・・・補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務管理者(〇〇部門)及び同号イ又はロの別
  - 建築関係建設コンサルタント業務・・・建築士法第24条第1項に規定する管理建築士
  - 環境調査業務・・・計量法第122条第2項に規定する環境計量士(〇〇区分)
- 4 「法令による免許等」の欄には、業務に関する法律等による免許(測量士、技術士等)又は技能の認定を受けたもの(実務経験、技術士同等)を記載してください。
- 5 技術士又は技術士同等の場合は、「技術士登録の技術部門(技術士第2次試験の選択科目)又は同等と認定された部門」も記載してください。
- 6 補償業務管理士又は補償業務に関する実務経験者等の場合は、「補償業務管理士等の部門」も記載してください。
- 7 技術者が当該業務区分に係る複数の資格を有する場合は、複数行を用いて記載してください。